

小林市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年12月20日

小林市監査委員	畠中 光男
小林市監査委員	貴嶋 憲太郎

定期監査（前期）結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

2. 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 畠中 光男

小林市監査委員 貴嶋 憲太郎

3. 監査の対象

令和5年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とした。ただし、補助金及び交付金に関する事務については、令和4年度も対象とした。

〔総務部〕 財政課

〔市民生活部〕 生活環境課、税務課

〔健康福祉部〕 福祉課、長寿介護課、こども課、
中央保育所、須木中央保育園、栗須保育園

〔須木庁舎〕 地域振興課、住民生活課

〔教育部〕 学校教育課、社会教育課、文化会館、スポーツ振興課、
小林学校給食センター、小林東方学校給食センター、
野尻学校給食センター、野尻幼稚園

議会事務局

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

4. 監査の実施期間

令和5年9月14日から令和5年12月19日まで

5. 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- (2) 支出事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- (3) 契約事務は、関係法令に基づき適正に処理されているか。
- (4) 公金及び準公金の管理は、適正に行われているか。
- (5) 歳入歳出外現金の管理は、適正に行われているか。
- (6) 情報セキュリティ対策は、適正に行われているか。
- (7) 内部統制の充実強化は、図られているか。
- (8) 昨年度の定期監査において指摘した事項は、改善されているか。

6. 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係資料に基づき、監査委員が所属長及び主幹等から予算並びに事業の執行状況や所管業務等の説明を受け、質疑応答方式により実施した。

併せて、関係諸帳簿等の全部又は一部の照合及び実査を行った。

7. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に行われていると認めた。また、昨年度の指摘事項に対する改善状況を重点項目として確認した結果、全体的におおむね改善されていた。

しかし、今年度も一部に改善又は検討を要する事項が見受けられた。内容を十分に検討の上、必要な措置を講じるとともに、指摘事項について全庁的な共有を図りながら、今後の適正な事務の執行に万全を期されたい。

改善又は検討を要する事項については、以下のとおりである。

なお、軽微な事項については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

(1) 着眼点における指摘・要望事項

昨年度と同様の指摘があった課及び内部統制の充実強化について

各課における昨年度の指摘事項に対する改善状況を重点項目として監査した結果、定期監査の前期の対象課においては、全体的に改善が図られており、監査結果が業務に生かされていると感じる一方で、過去に口頭で指摘した内容や他課で指摘した内容と同様のものが見受けられた。

指摘事項の多くは、支出負担行為遅延、時間外勤務手当の支給誤り等であり、こうした状況は、職員の「関係法令及び財務関係諸規程」の基本的ルールを理解不足に加え、前例踏襲で事務処理が行われていることや、人事異動等の際の不十

分な引継ぎ、事務処理が担当職員に一任され、組織としてのチェック体制の不備など、内部統制が十分機能していないことに起因するものと考えられる。

各課においては、他課の指摘事項についても今後起こり得る事例として受け止め、内容を十分に検討の上、必要な措置を講じられたい。また、管理職にあつては、事務処理の軽微なミスが重なり、結果として重大な事故の発生につながることを強く認識し、チェック体制の見直し及び複数人による実効性のあるチェックの実施並びに発生したミスの原因及び再発防止策の情報共有、職員への注意喚起を行うことで、事務処理誤りの早期発見、是正に向けた取組に努められたい。全庁的な内部統制の充実強化を望むものである。

契約事務について

契約事務において、手続きに時間を要し、契約日を3か月以上遡って締結しているものが見受けられた。地方公共団体が契約書を作成する場合には、地方自治法第234条第5項により、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないとされているため、両当事者が契約書に記名押印してはじめて契約成立となり、契約成立までの間は相手方に対して履行の請求ができない。契約期間の開始日以降、お互いに記名押印した契約書を取り交わすまでの間は、口約束での契約に基づき契約内容が履行されているが、確たる証拠がなくお互いが非常に不安定な状況に置かれることになるため、速やかに契約を締結するよう改善されたい。

また、業務委託契約書に収入印紙の貼付漏れ等が見受けられた。印紙税の納税義務者は請負業者であり、収入印紙の貼付については税務署が判断すべきものである。しかし、本来、収入印紙の貼付が必要な契約書であるにもかかわらず、貼付漏れ等の契約書を受領することは市が容認したとも受け取れるものであり、適切ではないと考えられる。契約書には印紙税法に基づいた収入印紙を貼付されるよう請負業者へ確認を依頼するなど、適正な事務の執行に努められたい。

準公金取扱事務について

個人のポイントカードの利用により取得したポイントは、経済的付加価値が個人に転化されることになり、公務員倫理の観点から不適切であると考えられる。管理職は、所属職員の公務員倫理意識の向上を図るとともに、公金及び準公金の取扱上の任務と責任について周知徹底し、適正な事務の執行に努められたい。

また、事業統括課においては、マニュアルや手引きに明記するなど、職員が適正に事務処理を行うための支援に努められたい。

(2) 各課における指摘事項 (◎は昨年度と同様の指摘事項)

財政課

- 公共施設整備基金及び減債基金の出納事務において、令和5年度の基金台帳が作成されていないかった。

生活環境課

- 業務委託契約書において、印紙税法に規定されている額よりも少額の収入印紙が貼付されているものが2件見られた。
- 在勤地内等旅行命令簿において、命令を受けていないものが多数見られた。

税務課

- 負担金の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。
- 見積書において、決定印漏れが2件見られた。
- 業務委託契約書において、収入印紙の貼付漏れが1件、「別表」の添付漏れが1件見られた。
- 旅費において、支給が遅延（5か月以上）しているものが1件見られた。
- 在勤地内等旅行命令簿において、命令を受けていないものが多数見られた。
- 県支出金の交付決定通知において、收受印の日付の不適切な訂正（修正テープ）が1件見られた。

福祉課

- 予算執行伺書において、財政課長の合議印漏れが1件見られた。
- 業務委託契約において、事務処理に遅延が見られた。
- 時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。
- 手数料に係る収納事務において、窓口収納後の金融機関への入金が遅れているものが3件見られた。

長寿介護課

- 現金領収帳において、使用済みの領収原簿に、課長及びリーダーの押印漏れが3件見られた。

こども課

- 使用料及び補助金の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが2件見られた。
- ◎ 時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。
- 在勤地内等旅行命令簿において、旅行者印漏れが多数見られた。
- 備品台帳において、備品の登載漏れが3件見られた。
- 用途廃止となった行政財産について、財産台帳の処理漏れが見られた。

中央保育所

- 時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。
- 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが5件、不適切な文具（消せるボールペン）の使用が多数見られた。

須木中央保育園

- 特に指摘する事項は認められなかった。

栗須保育園

- 見積書において、決定印漏れが2件見られた。

須木庁舎 地域振興課

- 特に指摘する事項は認められなかった。

須木庁舎 住民生活課

- 特に指摘する事項は認められなかった。

学校教育課

- ◎ 工事請負費の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが2件見られた。
- 業務委託契約書において、収入印紙の貼付漏れが1件見られた。
- ◎ 旅行命令書において、保管されていないものが1件見られた。
- 貸与品台帳において、所属長印、庶務担当者印及び被貸与者印漏れが多数見られた。
- 準公金である「教科用図書西諸県採択地区協議会」の出納事務において、金銭出納簿が作成されていなかった。

社会教育課

- 県補助金及び受託事業収入の収入事務において、調定の時期が遅延（3か月以上）しているものが3件見られた。
- 委託料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。
- 旅行命令書の決裁において、宿泊を伴う職員の旅行は部長決裁にもかかわらず、課長決裁となっているものが3件見られた。
- 備品台帳において、備品の登載漏れが1件見られた。
- 準公金である「小林市子ども会育成連絡協議会」の出納事務において、物品購入時に個人のポイントカードを提示し、ポイントが付与されているものが1件見られた。

文化会館

- 補助金の交付事務において、申請に係る書類審査の不備が見られた。また、交付決定後に事業計画書及び収支予算書が差し替えられているものが複数件見られた。

スポーツ振興課

- 業務委託契約書において、印紙税法に規定されている額よりも少額の収入印紙が貼付されているものが1件見られた。
- 行政財産の目的外使用に対する使用料の算定において、使用料の算定誤りが2件見られた。

小林学校給食センター

- 見積書において、決定印漏れが1件見られた。
- 見積合せ経過調書兼契約伺において、契約金額の記入誤りが1件見られた。
- 庶務管理システムにおいて、課長の承認を受けずに年次有給休暇を取得していたものが1件見られた。

小林東方学校給食センター

- 予算執行伺書において、課長の決裁印漏れが1件、財政課長の合議印漏れが1件見られた。
- 準公金である「小林東方学校給食センター給食会」の出納事務において、金銭出納簿が作成されていなかった。

野尻学校給食センター

- 特に指摘する事項は認められなかった。

野尻幼稚園

- 特に指摘する事項は認められなかった。

議会事務局

- 特に指摘する事項は認められなかった。

選挙管理委員会事務局

- 予算執行伺書において、副市長の決裁印漏れが1件、総務部長及び財政課長の合議印漏れが2件見られた。
- 契約事務において、契約伺の決裁を受けずに契約しているものが3件見られた。
- 見積書において、決定印漏れが1件見られた。
- 時間外勤務手当の支給事務において、過支給が2件見られた。
- 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが多数見られた。

農業委員会事務局

- 特に指摘する事項は認められなかった。